

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月24日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第37号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表361の項の次に次のように加える。

361 の2	不動産特定共同事業法第41条第1項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業登録申請手数料		1件 につき	6万円	
361 の3	不動産特定共同事業法第41条第3項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業登録更新申請手数料		1件 につき	6万円	

附 則

この条例は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成29年法律第46号）の施行の日（平成29年12月1日）から施行する。